

趣旨

- 児童福祉法の改正（令和 5 年 4 月施行）により、  
**児童生徒性暴力等を行った保育士**について、**登録取消**や**再登録の制限**など、**資格管理の厳格化**に関する規定が整備された。
- **児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等**について、  
 欠格期間の経過後に**保育士の再登録をするにあたっては、児童福祉審議会での意見聴取が必要**

改正の概要

改正事項		改正前	改正後
① 欠格期間	拘禁刑以上の刑に処せられた場合	・ 執行を終わった日等から起算して <b>2 年</b>	・ <b>期限なし</b> ※ただし、刑法における刑の消滅規定による制限あり
	罰金刑に処せられた場合	・ 児童福祉関係法の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>2 年</b>	・ 児童福祉関係法の規定による場合に、執行を終わった日等から起算して <b>3 年</b>
	登録取消による場合	・ 登録取消の日から起算して <b>2 年</b>	・ 登録取消の日から起算して <b>3 年</b>
② 登録取消事由	登録取消しなければならない場合	・ 欠格事由に該当するに至った場合 ・ 虚偽等に基づく登録を受けた場合	・ 欠格事由に該当するに至った場合 ・ 虚偽等に基づく登録を受けた場合 ・ <b>児童生徒性暴力等を行ったと認められる場合</b>
	登録取消を行うことができる場合	・ 信用失墜行為の場合 ・ 秘密保持義務違反の場合	・ 信用失墜行為の場合 ・ 秘密保持義務違反の場合
③ 再登録の制限		(なし)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等については、<b>加害行為の重大性、本人の更正状況、被害児童及びその関係者の心情等を総合的に判断し、再登録が適当である場合に限り、再登録することができる。</b></li> <li>・ <b>再登録を行うに当たり、あらかじめ、都道府県児童福祉審議会の意見を聞かなければならない。</b></li> </ul>

「児童福祉審議会の所掌事項」に追加する事項

○児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等の再登録に当たって、諮問を受けて答申すること

※ 国が想定する意見聴取の体制

- ・ 児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者（医療、心理、福祉、法律の専門家等）の参画
- ・ 非公開（個人情報を取り扱うため。また、会議の公正又は円滑な運営に支障が生じるおそれがあるため。）

現在の各部会の所掌事項

区分	所掌事項
里親部会	・ 里親（養育家庭、専門養育家庭、親族里親、養子縁組里親）の登録の適否について、諮問を受けて答申すること 等
子供権利擁護部会	・ 施設入所などの児童相談所の措置が児童や保護者の意向と一致しない事例等、児童相談所のとるべき措置について諮問を受けて答申すること ・ 被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること ・ 里親養育専門相談事業について報告を受けること、また、困難事案等について意見具申を行うこと ・ 措置等に対する子供本人からの申立てについて調査審議し、意見を述べること
児童虐待死亡事例等検証部会	・ 東京都から報告を受けた児童虐待事例の事実関係を明確にし、問題点及び課題の抽出を行うこと ・ 事例の問題点及び課題を踏まえ、実行可能性を勘案しつつ、再発防止のための提言をまとめ、東京都に報告すること 等
保育部会	・ 保育所設置認可に当たって、諮問を受けて答申すること ・ 保育所に対する事業停止命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること ・ 認可外保育施設に対する事業停止命令又は閉鎖命令を行うに当たって、諮問を受けて答申すること
保育所等子供権利擁護部会	・ 保育所等における被措置児童等虐待に係る措置について報告を受けること、及びその措置について意見を述べること

（案）保育所等子供権利擁護部会の所掌事項に、  
「児童生徒性暴力等により保育士登録を取り消された者等の再登録に当たって、諮問を受けて答申すること」を追加